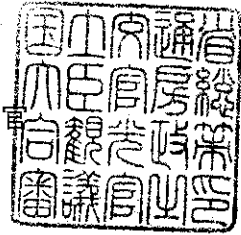




国総観事第121号
平成20年6月30日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官



航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いについて

標記に関しては、「航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いについて」（平成17年10月12日付け国総旅振第369号。以下「旧通達」という。）をもって通知したところであるが、昨今の燃油価格の高騰に伴う燃油サーチャージの金額の断続的引き上げ及び恒常化、旅行者との間のトラブルの発生等の諸情勢を踏まえ、旅行者保護を更に徹底するため、今後の企画旅行に係る旅行取引における取扱いについては、下記によることとしたので、貴協会傘下会員に周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

なお、旧通達は、本日付で廃止する。ただし、旅行者の募集のための広告を既に作成している等やむを得ない場合には、平成20年9月30日までの間、旧通達の例によることができる。

記

1. 「燃油サーチャージ」について

この通達において「燃油サーチャージ」とは、燃油に係る原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限った付加的な運賃として、航空法に基づく手続きを経て設定されるものをいう。

2. 旅行取引における具体的取扱いについて

企画旅行に係る取引において、燃油サーチャージを旅行者から徴収しようとするときは、下記（1）の方法によること。

ただし、これまで旅行代金とは別途に徴収してきた経緯に鑑み、当分の間、下記（2）の方法によることができる。

（1）旅行代金（「旅行者が旅行業者に支払うべき対価」をいう。以下同じ。）に含める方法

① 広告表示における取扱い

燃油サーチャージは旅行代金の中に含まれていることを、旅行代金に近接して記載すること。

② 取引条件説明・同書面及び契約書面における取扱い

旅行業約款の規定による場合を除き、契約成立後に燃油サーチャージが増額されても旅行者から増額分を追加徴収しないこと及び燃油サーチャージが減額されても減額分の払い戻しをしないことを取引条件説明書面及び契約書面に記載すること。

また、その旨を契約時において明確に説明を行うこと。

③ 徴収及び精算における取扱い

契約成立後に、航空会社が定める燃油サーチャージが増額された場合、旅行者から増額分を追加徴収することは出来ない。他方、燃油サーチャージが減額された場合でも、減額分を旅行者に払い戻す必要はない。

ただし、旅行業約款の規定に基づく旅行代金の額の変更については、この限りでない。

(2) 旅行代金とは別途に徴収する方法

① 広告表示における取扱い

燃油サーチャージの額を、各旅行商品に関する最も大きな活字の旅行代金の表示に近接した同一視野の場所に、見やすい大きさと記載すること。

その際、

- i 燃油サーチャージの額が確定していないときは、基準日を併記した上で当該日における額を記載すること等により目安となる額を記載すること。
- ii 同一旅行商品において複数の航空会社のいずれかの便を使用するため燃油サーチャージの額が複数となるときは、最低額及び最高額（燃油サーチャージが確定していないときは、目安となる最低額及び最高額）を記載すること。

なお、旅行者利便の向上の観点から、旅行代金及び燃油サーチャージの額の記載に加え、これらの合計額についても、可能な限り記載することが望ましい。この場合には、当該合計額が取消料等の算定基礎となる旅行代金であると旅行者が誤認することがないように、下記②に従って取引条件説明及び必要書面の交付を適切に行うこと。

② 取引条件説明・同書面及び契約書面における取扱い

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年2月28日付け国総旅振第387号）3（7）に従い、

- i 燃油サーチャージが「旅行者が旅行者に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」であること、
- ii 燃油サーチャージの具体的な金額（時点を明示した上での金額）及び收受方法、並びに契約成立後に増額された場合には不足分を追加徴収し、減額された場合には速やかに減額分を払い戻すこと、

を取引条件説明書面及び契約書面に記載するとともに、契約時において明確に説明を行うこと。

③ 徴収及び精算における取扱い

旅行代金の徴収に併せて、取引条件説明書面及び契約書面に記載された燃油サーチャージの額（時点を明示した上での金額）を徴収すること。

当該金額を徴収した後に、航空会社が燃油サーチャージを増額したため、旅行者から増額分を追加徴収しようとする場合は、その具体的な金額及び收受方法を記載した書面の交付を行い、徴収できることとする。

他方、航空会社が燃油サーチャージを減額した場合は、速やかに減額分を旅行者に払い戻すこと。

④ 旅行者から契約解除の申入れがあった場合における取扱い

燃油サーチャージについて、旅行業者から旅行者に対し、上記②の条件を満たす取引条件説明及び必要書面の交付を行っていた場合には、旅行者側から燃油サーチャージの徴収（増額分の事後的な徴収を含む。）を理由に旅行契約の解除の申入れがあった場合であっても、通常の旅行者側の都合に基づく旅行契約の解除の場合と同様に、旅行業約款の規定に従い取消料を収受することができる。

上記②の条件を満たす取引条件説明及び必要書面の交付を行っていなかった場合には、取消料を収受することなく解除することを認めること。

「航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いについて」

(新)

国総観事第 号
平成20年 月 日

(社)日本旅行業協会会長あて
(社)全国旅行業協会会長あて

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官

航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの
旅行取引における取扱いについて

標記に関しては、「航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いについて」(平成17年10月12日付け国総旅振第369号。以下「旧通達」という。)をもって通知したところであるが、昨今の燃油価格の高騰に伴う燃油サーチャージの金額の断続的引き上げ及び恒常化、旅行者との間のトラブルの発生等の諸情勢を踏まえ、旅行者保護を更に徹底するため、今後の企画旅行に係る旅行取引における取扱いについては、下記によることとしたので、貴協会傘下会員に周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

なお、旧通達は、本日付で廃止する。ただし、旅行者の募集のための広告を既に作成している等やむを得ない場合には、平成20年9月30日までの間、旧通達の例によることができる。

記

(旧)

国総旅振第369号
平成17年10月12日

(社)日本旅行業協会会長あて
(社)全国旅行業協会会長あて

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官

航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの
旅行取引における取扱いについて

標記に関しては、「航空会社各社が賦課する燃油サーチャージの旅行取引における取扱いについて」(平成16年12月27日付け国総旅振第311号。以下「旧通達」という。)をもって通知したところであるが、同通達発出後の燃油サーチャージの実際の導入、燃油価格の高騰に伴う燃油サーチャージの金額の断続的引き上げ、旅行者との間のトラブルの発生等の諸情勢の変化を踏まえ、旅行者保護を徹底するため、今後の旅行取引における取扱いについては、下記によることとしたので、貴協会傘下会員に周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

なお、旧通達は、本日付で、廃止する。

記

1. 「燃油サーチャージ」について

この通達において「燃油サーチャージ」とは、燃油に係る原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限った付加的な運賃として、航空法に基づく手続きを経て設定されるものをいう。

2. 旅行取引における具体的取扱いについて

企画旅行に係る取引において、燃油サーチャージを旅行者から徴収しようとするときは、下記(1)の方法によること。

ただし、これまで旅行代金とは別途に徴収してきた経緯に鑑み、当分の間、下記(2)の方法によることができる。

(1) 旅行代金(「旅行者が旅行者に支払うべき対価」をいう。以下同じ。)に含める方法

広告表示における取扱い

1. 「燃油サーチャージ」の旅行業法における位置付けについて

この通達において「燃油サーチャージ」とは、燃油に係る原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限って、運送サービスを含む旅行商品の対価(以下「旅行代金」という。)に含められるべき通常の運賃とは異なる性格の付加的な運賃として、あらゆる旅行者に一律に課されるものであって、航空法に基づく手続きを経て設定されるものをいう。

このような条件を満たす燃油サーチャージについては、旅行業法上は、「旅行者が旅行者に支払うべき対価」の一部ではなく、渡航手続諸費用、空港施設使用料、超過手荷物料金等と並んで、「旅行者が旅行者に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの(旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第25条、第25条の3及び第27条)として位置づけることとする。

したがって、例えば、これまでのチャーター運賃のように、燃油コストの上昇を反映して運賃水準が決定されていたとしても、燃油サーチャージとして当該燃油コストの上昇分を明確に分離し、航空法に基づく手続きを経ていなければ、本通達に基づく取扱いはできない。

2. 旅行取引における具体的取扱いについて

旅行取引において、燃油サーチャージを旅行者から徴収しようとするときは、各段階において以下の具体的取扱いによること。

燃油サーチャージは旅行代金の中に含まれていることを、旅行代金に近接して記載すること。

取引条件説明・同書面及び契約書面における取扱い

旅行業約款の規定による場合を除き、契約成立後に燃油サーチャージが増額されても旅行者から増額分を追加徴収しないこと及び燃油サーチャージが減額されても減額分の払い戻しをしないことを取引条件説明書面及び契約書面に記載すること。

また、その旨を契約時において明確に説明を行うこと。

徴収及び精算における取扱い

契約成立後に、航空会社が定める燃油サーチャージが増額された場合、旅行者から増額分を追加徴収することは出来ない。他方、燃油サーチャージが減額された場合でも、減額分を旅行者に払い戻す必要はない。

ただし、旅行業約款の規定に基づく旅行代金の額の変更については、この限りでない。

(2) 旅行代金とは別途に徴収する方法

広告表示における取扱い

燃油サーチャージの額を、各旅行商品に関する最も大きな活字の旅行代金の表示に近接した同一視野の場所に、見やすい大きさで記載すること。

その際、

燃油サーチャージの額が確定していないときは、基準日を併記した上で当該日における額を記載すること等により目安となる額を記載すること。

同一旅行商品において複数の航空会社のいずれかの便を使用するため燃油サーチャージの額が複数となるときは、

(1) 広告表示における取扱い

燃油サーチャージの支払いが旅行代金とは別途必要になることを旅行代金に近接して表示すること。

最低額及び最高額（燃油サーチャージが確定していないときは、目安となる最低額及び最高額）を記載すること。

なお、旅行者利便の向上の観点から、旅行代金及び燃油サーチャージの額の記載に加え、これらの合計額についても、可能な限り記載することが望ましい。この場合には、当該合計額が取消料等の算定基礎となる旅行代金であると旅行者が誤認することがないように、下記 に従って取引条件説明及び必要書面の交付を適切に行うこと。

取引条件説明・同書面及び契約書面における取扱い

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年2月28日付け国総旅振第387号）3（7）に従い、

燃油サーチャージが「旅行者が旅行者に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」であること、

燃油サーチャージの具体的な金額（時点を明示した上での金額）及び收受方法、並びに契約成立後に増額された場合には不足分を追加徴収し、減額された場合には速やかに減額分を払い戻すこと、
を取引条件説明書面及び契約書面に記載するとともに、契約時において明確に説明を行うこと。

徴収及び精算における取扱い

旅行代金の徴収に併せて、取引条件説明書面及び契約書面に記載された燃油サーチャージの額（時点を明示した上での金額）を徴収すること。

当該金額を徴収した後に、航空会社が燃油サーチャージを増額したため、旅行者から増額分を追加徴収しようとする場合は、その具体的な金額及び收受方法を記載した書面の交付

（2）取引条件説明・同書面及び契約書面における取扱い

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年2月28日付け国総旅振第387号）3（7）に従い、

燃油サーチャージが「旅行者が旅行者に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」であること、

燃油サーチャージの具体的な金額（時点を明示した上での金額）及び收受方法、並びに契約成立後に増額された場合には不足分を追加徴収し、減額された場合には速やかに減額分を払い戻すこと、

を取引条件説明書面及び契約書面に記載すること（別刷りとしても差し支えない）。

以上について、契約時において明確に説明を行うこと。

（3）徴収及び精算における取扱い

旅行代金の徴収に併せて、取引条件説明書面及び契約書面に記載された燃油サーチャージの額（時点を明示した上での金額）を徴収すること。

当該金額を徴収した後に、航空会社が燃油サーチャージを増額したため、旅行者から増額分を追加徴収しようとする場合は、その具体的な金額及び收受方法を記載した書面の交付を行い、

を行い、徴収できることとする。

他方、航空会社が燃油サーチャージを減額した場合は、速やかに減額分を旅行者に払い戻すこと。

旅行者から契約解除の申入れがあった場合における取扱い

燃油サーチャージについて、旅行業者から旅行者に対し、上記の条件を満たす取引条件説明及び必要書面の交付を行っていた場合には、旅行者側から燃油サーチャージの徴収(増額分の事後的な徴収を含む。)を理由に旅行契約の解除の申入れがあった場合であっても、通常の旅行者側の都合に基づく旅行契約の解除の場合と同様に、旅行業約款の規定に従い取消料を収受することができる。

上記の条件を満たす取引条件説明及び必要書面の交付を行っていなかった場合には、取消料を収受することなく解除することを認めること。

旅行者の同意を得た上で徴収できることとする。

他方、航空会社が燃油サーチャージを減額した場合は、速やかに減額分を旅行者に払い戻すこと。

(4) 旅行者から契約解除の申入れがあった場合における取扱い

燃油サーチャージについて、旅行業者から旅行者に対し、上記(2)の条件を満たす取引条件説明及び必要書面の交付を行っていた場合には、旅行者側から燃油サーチャージの徴収(増額分の事後的な徴収を含む。)を理由に旅行契約の解除の申入れがあった場合であっても、通常の旅行者側の都合に基づく旅行契約の解除の場合と同様に、旅行業約款の規定に従い取消料を収受することができる。

上記(2)の条件を満たす取引条件説明及び必要書面の交付を行っていなかった場合には、取消料を収受することなく解除することを認めること。